診断書を作成していただく医師の方へ

この度は診断書の作成に御協力いただき, ありがとうございます。

家庭裁判所が後見等開始の審判をするには、原則として本人の精神状況について鑑定をする必要がありますが、明らかにその必要がないと認める場合には鑑定をしなくてもよいとされています(家事事件手続法119条1項、同133条)。東京家庭裁判所では、申立時に定型診断書の提出をお願いしており、提出された診断書の記載や親族等からの聴取内容等の資料を勘案して鑑定の要否を検討しています。

成年後見制度は、「精神上の障害」により判断能力が不十分な方を法律的に保護する制度ですから、診断名に「精神上の障害」を記載していただく必要があります。身体上の障害だけが原因となって取引行為ができないような方は、成年後見制度は利用できませんので、診断書作成の際には御留意ください(介護保険の意見書とは異なります。)。

なお,診断書作成の依頼を受ける際に,依頼者から,福祉関係者が作成した「本人情報シート」の提供を受けることがあります。この「本人情報シート」は,診断書を作成する医師に対し,ご本人の生活状況等に関する情報を提供し,医学的判断を行う際の参考としていただくために,家庭裁判所が平成31年4月から導入したものです。「本人情報シート」の提供を受けた場合には,ぜひ診断の参考資料として御活用ください。なお,記載内容についてのお問合せは,「本人情報シート」の作成者にお尋ねください。

また,鑑定をする場合の鑑定人は精神科医や精神保健指定医である必要はなく,通常は主治医の方にお願いしています。そこで,診断書を作成していただいた医師の方に,鑑定をお願いできるかどうかをお伺いしたく,大変御面倒をお掛けいたしますが,別紙の「診断書付票」の各事項にお答えくださいますようお願いいたします。

おって,診断書及び診断書付票は,申立書に添付するものです。<u>直接家庭裁</u> 判所にお送りいただくのではなく,作成を依頼した方にお渡しください。

【補足説明】

〇 診断書の「判断能力についての意見」欄について

当欄は、申立人が裁判所にどのような申立てをするのかの参考とすることが 想定されており、一般的には、以下のとおりの対応関係にあります(※申立て を受けた後、裁判官が診断書を含む申立人からの提出書類等に基づき本人の判 断能力を判断しますが、事案によっては医師による鑑定を実施することがあり ます。)。

判断能力についての意見	申立類型
支援を <u>受けなければ</u> ,契約等の意味·内容を自ら理解し,判断することが <u>難しい場合がある</u> 。	→「補助」
支援を <u>受けなければ</u> ,契約等の意味·内容を自ら理解し,判断することが <u>できない</u> 。	→「保佐」
支援を <u>受けても</u> ,契約等の意味·内容を自ら理解し,判断することが <u>できない</u> 。	→「後見」

- ※ なお、「契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができる」は、一般 的には十分な判断能力があり、後見制度の利用の必要はないものと見込まれます。
- ※ このほか、診断書の作成方法等については、診断書作成の手引を御覧ください (最高裁判所のウェブサイト内の「後見ポータルサイト」からダウンロードする ことができます (https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html)。)。

〇 鑑定手続等について

- ・ 後見等開始の審判手続は民事訴訟事件ではありませんので、原則として 裁判所に出頭を求められることはありません。
- ・ 正式な鑑定依頼につきましては、裁判所から改めて書面(鑑定依頼書)を 送付する方法により行います。上記のとおり、診断書等から本人の精神状 況について明らかに後見等開始相当と判断できる場合には、鑑定依頼をし ないこともあります。

何か御不明な点がありましたらお気軽にお問い合わせください。

東京家庭裁判所後見センター 電話03-3502-5359,5369

東京家庭裁判所立川支部後見係 電話042-845-0322,0324